

裁 決 書

事件番号 令和5年（選審市）第2号

審査請求人

〇〇

〇〇

処分庁

和歌山県選挙管理委員会

審査請求人が令和6年2月13日に提起した和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づく令和6年1月25日付け〇〇による公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件処分を取り消す。
- 2 本件処分において開示しない部分とした「個人にかかる氏名、住所、職業、電話番号、登録番号及び印影」を開示する。なお、その余の部分は本件処分のとおりとする。

事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第6条第1項の規定に基づき、令和5年12月14日付けで「令和元年分の収支報告書及び政治資金監査報告書（別紙リスト「部分開示 第7条第2号」欄に〇を付した団体 154団体）について公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件開示請求に対し、「個人にかかる氏名、住所、職業、電話番号、登録番号及び印影」を開示しない部分として公文書の一部を開示することを決定し、令和6年1月25日付け〇〇により審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和6年2月13日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第2条の規定により、本件処分を不服として、処分庁に対し審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は本件処分について、(1) 開示しない部分の特定に瑕疵があり同決定を取り消す(2) 開示しない部分とする「個人にかかる氏名、住所、職業、電話番号、登録番号及び印影」の不開示を取り消し開示とする裁決を求めるというものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 不開示の個人にかかる氏名や印影等について、その性質が特定されておらず、どのような個人名等が不開示にされているか審査請求人に了知できるものではないため、開示しない部分の特定に瑕疵が存する。
- (2) 本件対象文書は現在は県のホームページに掲載されていないが、過去3年間は県のホームページに掲載され公表されていたものであり、政治資金規正法の目的を鑑みれば公表期間を経過したとしても不開示にして保護すべき法益があるとはいえない。
- (3) よって、条例第7条第2号アの法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することから、本件不開示処分を取り消し開示すべきである。

3 処分庁の主張

処分庁の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る不開示しない部分が個人にかかる氏名、住所、職業、電話番号、登録番号であることは特定しており、当該記載をもって対象となる公文書上不開示しない部分が特定できない状況にはないことから、本件処分の取り消すほどの瑕疵は生じておらず、本件処分は有効である。
- (2) 本件開示請求の対象である令和元年分の政治資金収支報告書及び政治資金監査報告書は、本件開示請求のあった令和5年12月14日時点において政治資金規正法(以下、「法」という。)に基づく公開期間が経過しており、既に法に基づき公とするものではなくなっている。
- (3) 令和元年分の政治資金収支報告書及び同報告書に併せて提出された政治資金監査報告書に記載された個人に関する情報は、前記(1)のとおり法に基づく公開期間が経過しているため、条例第7条第2号アに規定する「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第 20 条第 1 項には「第 12 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による報告書を受領したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第 12 条第 1 項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の 11 月 30 日までに公表するものとする。」、第 4 項には「総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第 1 項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。」とインターネットによる公表について規定されている。

法第 20 条の 2 第 2 項には「何人も、前条第 1 項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第 14 条第 1 項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる」と、公表後三年間の閲覧又は写しの交付の請求について規定されているが、期間が経過した政治資金収支報告書等の公開に関する規定はない。

- (2) 条例第 7 条第 2 号本文には「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と公文書を非開示とすべき情報が規定されている。
- (3) 前記(2)の例外規定として、条例第 7 条第 2 号アに「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と開示すべき条件が示されている。

2 本件処分の該当性について

本件審査請求を受けて、条例第 20 条の規定に基づき、令和 6 年 4 月 22 日付け 5 和選管第 203 号及び第 210 号により和歌山県情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。

- (1) 令和 6 年 8 月 22 日付けで和情個審第 3 号及び第 4 号により通知のあった「諮問（情）第 33 号及び第 34 号に係る意見書の提出について」において、審査請求人が新たに「国立国会図書館インターネット情報選択的蓄積事業(WARP)」において処分庁が公開する収支報告書が保存され提供されており、一般国民が照会することおよび、そのデータを自

ら保存することが可能であり、「もはや公にされていると認められない場合があり得る」とはいい難く当該各情報を不開示情報とすることにより保護すべき利益が失われているといえる」旨の主張が示された。

- (2) 当該主張について、処分庁も令和元年度分の政治資金収支報告書が一般に公開されていることを認めた。
- (3) 本件処分における非開示情報は、本件処分時点において公の状態にあり、条例第7条第2号に規定される「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しないと考えられることから、これを開示することが妥当である。
- (4) 審査請求人の主張のうち開示しない部分の特定に瑕疵があるか否かについて当事者間に争いがあるが、開示しない部分の特定の瑕疵の有無により前記(1)から(3)までの結論は左右されないと解されるから、上記の点については判断しない。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、これを認容し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項本文の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年1月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱 孝夫

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として(訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県選挙管理委員会となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、(和歌山県を被告として和歌山県を代表する者は和歌山県選挙管理委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。